

2024 西日本学生トライアスロン選手権

JAPAN INTER COLLEGIATE TRIATHLON CHAMPIONSHIP

尾道因島大会

西日本各地の大学生によるトライアスロン大会が昨年に引き続き市内で開催。上位入賞者は、9月に香川県観音寺市で行われる全国大会へ出場します。大学生たちの熱き戦いにご期待ください!!

日 6月16日(日) 8:00~16:00

場 しまなみビーチ、因島アメニティ公園特設コース

内 スイム1.5km → バイク40km → ラン10km

※会場周辺に駐車場はありません。



▲市HP



大会コース



通行止めのお知らせ

「2024西日本学生トライアスロン選手権尾道因島大会」の開催に伴い、因島アメニティ公園周辺から重井東港の間の道路が通行止めになります。白滝フラワーラインなどへの「迂回」をお願いします。

日 6月16日(日) 8:10~15:45
(バイクコースは14:40まで)

場 因島アメニティ公園周辺~重井東港の道路



2024西日本学生トライアスロン選手権尾道因島大会実行委員会
因島総合支所しまおこし課(☎0845-26-6212)、生涯学習課(☎0848-20-7499)

(高齢者・障害のある人)

バス優待乗車証等を郵送でお届けします

■ 郵送先 住民登録されている住所のみ

■ 対象・手続き等

○ 前年度に券の交付を受けている人 (障害のある人は、引き続き交付の対象者となる人)

前年度と同じ券を郵送 ※手続き不要。

※届いたものと異なる種類のを希望する人は、高齢者福祉課、社会福祉課、因島総合支所因島福祉課、向島・瀬戸田・百島・浦崎支所、向東連絡所、御調保健福祉センターで交換します。

○ 今年度75歳になる人

バス優待乗車証等のご案内と回答ハガキをお送りしています。

4月19日(金)までに回答ハガキで

回答した人 ※手続き不要。

回答しなかった人 ※窓口での手続きが必要。

○ 前年度に券の交付を受けていない人 ※窓口での手続きが必要。

新たに交付を希望する人は、高齢者福祉課、社会福祉課、因島総合支所因島福祉課、向島・瀬戸田・百島・浦崎支所、向東連絡所、御調保健福祉センターで交付します。

	高齢者	障害のある人
対象	今年度75歳以上になる人 (昭和25年4月1日以前に生まれた人)	○身体障害者手帳の第1種か1級の手帳をお持ちの人 ○療育手帳をお持ちの人 ○精神障害者保健福祉手帳か、自立支援医療受給者証(精神通院)をお持ちの人 ※手帳等によって交付できる券が違います。
時 発 送 期	5月下旬予定	5月下旬予定
期 間 交 付	6月上旬~令和7年3月31日(月) 9:00~16:30 (土・日・祝日を除く) ※券の交換も上記の期間で実施します。	平日の9:00~16:30(年間通して随時)
※1、2のいずれか一つ。	<p>①おのみちバス優待乗車証(有効期限は2年間) ※乗車証を他の券に交換を希望する人は、6月3日(月)~6月28日(金)までの期間のみ交換ができます。必ずお持ちの優待乗車証を返納して、交付を受けてください。</p> <p>②○公営渡船乗船券(因島重井町細島地区の人) ○バス・船舶共通利用券 ○タクシー利用助成券 ○入浴・あんま等助成券 ※それぞれの有効期間は1年間。</p> <p>このうち2種類の組み合わせも可能。</p>	<p>○おのみちバス優待乗車証 ○バス共通券 ○船共通券 ○福祉タクシーチケット(因島各町・御調町の人) ○公営渡船乗船券(因島重井町細島地区の人) ○入浴料助成券 ○あんま・はりきゅう等施術料助成券 ※それぞれの有効期間は1年間。</p>
※窓口で手続きが必要な人。	<p>○本人確認できるもの(健康保険証等) ○印鑑(スタンプ印不可) ※交換希望の人は、お届けした未使用の券。</p>	<p>○身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療受給者証(精神通院) ※交換希望の人は、お届けした未使用の券。(おのみちバス優待乗車証は6月28日(金)まで) ※高齢者福祉課が交付する券への交換は6月3日(月)以降となります。</p>
問 合 せ	<p>高齢者福祉課 (☎0848-38-9137) 因島総合支所因島福祉課 (☎0845-26-6209) 御調保健福祉センター (☎0848-76-2235) 向島支所しまおこし課 (☎0848-44-0111) 瀬戸田支所住民福祉課 (☎0845-27-2209)</p>	<p>社会福祉課 (☎0848-38-9125) 因島総合支所因島福祉課 (☎0845-26-6209) 御調保健福祉センター (☎0848-76-2235) 向島支所しまおこし課 (☎0848-44-0111) 瀬戸田支所住民福祉課 (☎0845-27-2209)</p>

ご注意ください

- 交付された券は、本人以外には使用できません。他人に譲渡・使用させるなどの不正があったときは、回収します。
- 高齢者かつ障害のある人には、どちらか一方の券しか交付できません。